

# 一般社団法人日本側彎症学会評議員選出規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人日本側彎症学会定款第13条及び定款第24条の規定に基づき、評議員の選任について定めるものとする。

## (要件)

第2条 評議員立候補の要件は、次のとおりとする。

- (1) 5年以上の会員歴を有する（単年度会員期間を除く）。
- (2) 過去5年間における3回以上の学術集会への出席。
- (3) 2回以上の主演者としての学術集会での発表。
- (4) 診療実績（自身が行った前年4月から3月までの1年間の脊柱変形例に対する手術例および保存治療例のリスト）を添付する。十分な脊柱変形診療を行っていないなければならない。
- (5) 理事・監事2名の推薦。
- (6) 脊柱側彎症に関する論文を3編以上有すること。邦文、英文は問わず3編、そのうち主著は1編。
- (7) 評議員の立候補がない地域では、理事会は評議員を推薦し、選出することができる。

## (決議)

第3条 評議員の選任は、メンバーシップ委員会において候補者を選出し、理事会で決定する。

附 則 この規則は、令和元年7月11日から施行する。

附 則 この改正規則は、令和元年12月11日から施行する。

附 則 この改正規則は、令和6年4月5日から施行する。

整形外科以外の医師または非医師の会員に関しては、第2条第4項を満たさなくとも、他の要件を勘案して評議員に選出することができる。